

平成30年度 東京都共同募金会墨田地区地域配分(B配分)申請について

1、地域配分（B配分）の概要

- ・ 前年 10 月に墨田区の町会・自治会が中心となって活動した「赤い羽根共同募金」の 65 パーセントを墨田区内の福祉施設・団体に助成（配分）
- ・ 配分内容は①「備品整備」②「小破修理」③利用者の研修・講座など、施設・団体の利用者に関するものとする。
- ・ 配分申請額は 5 万～30 万とする。なお、申請額は申請事業費の 75%以内とし、残りの財源はそれぞれ確保するものとする。
- ・ 申請締切りは 9 月 28 日（金）とし、その後、配分推薦委員会事務局で施設・団体への聞き取り調査等を実施し、1 月下旬に第 2 回配分推薦委員会で希望施設・団体の審査を行い、推薦内容を審議する。
- ・ 3 月に東京都共同募金会理事会・評議員会で推薦団体への配分が決定し、2019 年 6 月に墨田地区配分推薦委員会を通じて、各施設・団体に交付される。

2、地域配分(B配分)申請について(詳細)

I 応募資格

墨田区内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など(原則として、申請時点において事業開始から 1 年を経過していること)

- 1 児童厚生施設(児童館)
- 2 保育施設(保育室・認証保育所を含む)
- 3 障がい者の就労及び地域生活支援をおこなう施設・団体
- 4 社会福祉関係通知等による施設
- 5 その他(地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの)

※会社法人が経営する施設は対象になりません。

II 申請対象事業

1 備品整備(原則として日常的に使用するものとし、消耗品は除く。事務管理用備品は対象外)

- (1) 利用者の生活のためのもの(※使用が不確定な防災備品等は除く)
- (2) 授産事業、利用者の生活・就業訓練などで使用するもの
- (3) 地区配分推せん委員会で認めたもの

2 小破修理(賃貸物件に係るものは対象外)

- (1) 利用者が使用する建物などの扉、窓や床、トイレなどの小規模な修理や改修

3 研修・講習会など(1つの内容とし、利用者一人につき1回、効果の一貫性を基準とする)

- (1) 利用者の日常生活訓練に資するもの(宿泊訓練含む)

- (2) 利用者の社会生活訓練に資するもの(交流事業含む)
- (3) 利用者の生活向上のための講座、健康診断など

なお、申請にあたっては、次の事柄もご確認ください。

- 1 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
- 2 施設・団体維持のための運営費(家賃、光熱水費、人件費など)ではないこと
- 3 2019 年に購入・実施する事業であること(平成 30 年度の配分決定以前に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください)
- 4 申請は1施設・団体につき、内容などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ること(例: 目的の異なる2つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません)
- 5 事務管理用の備品整備は対象外であること [＜配分要綱第3条の8を参照＞](#)
- 6 指定障害福祉サービス事業者の場合、上記4における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること(例: 共同生活介護におけるユニットは、指定通知を受けた1つの施設に含めて申請してください)

Ⅲ 配分申請額

○5 万円～30 万円以内(万円未満切り捨て)

- 1 配分申請額は、申請を希望する申請事業費の 75%以内となります。
- 2 配分申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。所在する地域の募金額や申請状況、審査により、配分の可否・配分決定額が決まります。

Ⅳ 申請書式

○墨田地区配分推薦委員会のホームページより「地域配分(B配分)申請書」を[ダウンロード](#)してお使いください。(東京都共同募金会のホームページからもダウンロードできます)

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp/shinsei/b-haibun.php>

Ⅴ 申請書の記入方法

○東京都共同募金会のホームページより記入要領を[ダウンロード](#)してお使いください。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp/shinsei/b-haibun.php>

Ⅵ 添付書類

- 1. 備品整備、小破修理の場合は見積書(カタログは不可。インターネットを介した見積書も可。)の写し。(見積記載項目により、対象外とされる項目もあります。＜例＞備品更新時の「旧備品等処分費」、内容が不明な「諸経費」、「リサイクル費」等所有者が負担すべきもの)ただし、それらが記載された見積書も添付資料として有効であり、改めて対象外項目を除いた見積を準備する必要はありません。

2. 見積が添付できない事業実施の場合は、施設・団体の責任者名をもって作成した実施計画書（予算含む）＊書式任意

VII 申請書提出期限

○2018 年 9 月 28 日（金）必着

※申請書は、東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会までご送付ください。

〒131-0032 墨田区東向島2-17-14 墨田区社会福祉協議会内
東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会

IX 配分の決定について

○2019 年 1 月下旬に墨田地区配分推薦委員会を開催し、東京都共同募金会への推薦について審査します。その後、3 月に東京都共同募金会理事会・評議員会で配分が決定します。

X 配分金交付時期

○2019 年 6 月に墨田地区配分推薦委員会を通じて交付

XI 地域配分(B 配分)使途報告書等の提出について [＜配分要綱第 8 条の 2 参照＞](#)

○事業完了後、直ちに使途報告書をご提出ください。

※使途報告書提出先は、【VIII 申請上の注意および申請書提出先】の配分申請書提出先と同じです。

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の使途報告書を法人にてお取りまとめ（確認）の上、ご提出ください。

＜注意＞使途報告書のご提出がされない場合、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。